

令和 9 年 度

ホップ栽培技術研修 研修生募集要項

横手市農林部食農推進課

〒013-0354 横手市大雄字狐塚 2 5 3
電話 0182-35-2267 F A X 0182-52-2727

U R L <http://www.city.yokote.lg.jp/>

1 目的

他産業に就業している者又はホップ以外の作物を栽培している農家で、ホップの生産に必要な栽培技術を身につけ、次世代を担う新たなホップ生産者を目指す者に対して栽培技術の習得に関する研修を実施し、横手産ホップの生産に関わる多様な担い手の確保・育成を図る。

2 研修先及び募集定員

市内ホップ農家 若干名

(※大雄ホップ農業協同組合への委託事業であり、組合員のほ場での研修となります。)

3 研修期間

2年間（14か月） 令和9年4月から令和9年10月（7か月間）
令和10年4月から令和10年10月（7か月間）

4 研修内容

1年目 ホップ栽培ほ場にて基礎的な知識及び技術を受入農家から習得する。
(株管理、土壌肥料、病害虫、栽培管理等) 座学

2年目 1年目の研修内容を復習・実践し、実用的な知識と技術を習得する。
就農計画、営農計画及び作業計画を策定する。

5 研修希望者の資格

次に掲げる要件をすべて満たし、市長の確認が得られる者とする。

- (1) 他産業に就業している者又はホップ以外の作物を栽培している農家で、ホップの生産に必要な栽培技術を身につけ、次世代を担う新たなホップ生産者を目指す意欲が高く、研修修了後に市内でホップ生産を含む就農が確実と見込まれる者。
- (2) 申請時の年齢が、おおむね55歳以下の者。
- (3) 研修修了後、大雄ホップ農業協同組合の組合員となることが確実と見込まれる者。

6 応募手続

- (1) 研修希望者は、本人が応募書類を市長に提出する。

〔応募書類〕

ア	ホップ栽培技術研修申請書	(様式－1)	1部
イ	ホップ栽培技術研修生カード	(様式－2)	1部
ウ	健康診断書	(様式－3)	1部
エ	写真(カラー、提出前3か月以内、無帽正面上半身を撮影した縦4cm×横3cmの写真をイに貼付)		

※ただし、よこて農業創生大学校農業技術研修(旧：地域で学べ農業技術研修)の研修生で、ホップ栽培技術の習得を目指す者が申請する場合は、上記応募書類に代えて、よこて農業創生大学校農業技術研修申請の際に提出した書類の写しを提出することができる。

7 応募期間

令和8年10月1日（木）から令和9年1月29日（金）

8 選考

次により研修希望者を選考する。

- (1) 選考日時
※日時の詳細は事前に研修希望者へ通知する。
- (2) 選考会場
横手市園芸振興拠点センター
- (3) 選考内容
面接

9 研修生の確定等

- (1) 受入決定通知
選考終了後、ホップ栽培技術研修受入決定を通知する。（様式－4）
- (2) 研修承諾
受入決定通知を受けた研修希望者は、速やかに誓約書（様式－5）を市長へ提出する。

10 研修奨励金の交付

研修期間中、研修生に対し、予算の範囲内で研修奨励金を支給する。
ただし、よこて農業創生大学校農業技術研修（旧：地域で学べ農業技術研修）の研修生にあつては、研修奨励金を支給しない。

11 研修の実施にあたり

- (1) 研修圃場までの往復は各自で行うこと。
- (2) 研修に必要な作業着等は各自で準備すること。
- (3) 研修生は、各自傷害保険に加入すること。
- (4) 研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、研修の中止を命ずることがある。
 - ① 心身の故障により、研修に堪えないと認められるとき。
 - ② 研修の受講状況が著しく不良であると認められるとき。
 - ③ 研修にかかる秩序を乱す行為をしたとき。

12 問い合わせ先

横手市農林部食農推進課 担い手育成係
〒013-0354 横手市大雄字狐塚253
電話 0182-35-2267 F A X 0182-52-2727